

答 申

第1 審査会の結論

長崎県知事(以下、「実施機関」という。)が平成26年2月25日付けで異議申立人(以下、「申立人」という。)に対して行った部分開示決定により不開示とした情報のうち、別表の情報は開示すべきであるが、その他の情報を不開示としたことは妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

申立人は、平成26年2月12日付けで、長崎県個人情報保護条例(平成13年長崎県条例第38号。以下「条例」という。)第12条第1項の規定により、次の3件の保有個人情報開示請求(以下、「本件開示請求」という。)を行った。

- (1)平成20年 月 日から同月 日、私に対する措置診断に係る書類(措置不要までの期間を含む。)
- (2)平成25年 月 日の私に対する措置入院に関する診断書
- (3)平成25年 月 日付「措置入院の定期病状報告書」の私の分に係る書類

2 公文書の特定

実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記録された公文書として、次の公文書(以下、「本件公文書」という。)を特定した。

- (1)精神障害者調査書等
 - 精神障害者調査書
 - 精神保健診察通知書
 - 精神保健診察命令書 1部
 - 措置入院に関する診断書 1部
- (2)平成25年1月30日措置入院に関する診断書 2部
- (3)平成25年4月30日措置入院者の定期病状報告書 1部

3 処分の概要

実施機関は、本件開示請求について、条例第14条第1号、同条第2号、同条第3号又は同条第5号を根拠に、平成26年2月25日付けで部分開示決定処分(以下、「本件処分」という。)を行い、申立人に通知した。不開示とした情報及び根拠は次のとおりである。

- (1)精神障害者調査書等
 - 精神障害者調査書(以下、「調査書」という。)

- ア 条例第 14 条第 3 号を根拠に不開示としたもの
 - (ア) 精神障害者に対する意見
- イ 条例第 14 条第 5 号を根拠に不開示とした情報
 - (ア) 調査員職氏名
 - (イ) 調査対象者(保護者氏名・続柄・職業・保護者住所・生年月日・被保険者等の別)
 - (ウ) 申請・通報等に至った経過、問題行動等
 - (エ) 家族歴、過去の入院経過歴等参考事項、生活歴
精神保健診察通知書(以下、「通知書」という。)
- ア 条例第 14 条第 5 号を根拠に不開示とした情報
 - (ア) 現に本人の保護の任に当たっている者(以下、「保護者」という。)
精神保健診察命令書 1部(以下、「命令書」という。)
- ア 条例第 14 条第 1 号及び同条第 5 号を根拠に不開示とした情報
 - (ア) 精神保健指定医氏名
措置入院に関する診断書 1部(以下、「診断書 1」という。)
- ア 条例第 14 条第 1 号及び同条第 5 号を根拠に不開示とした情報
 - (ア) 精神保健指定医氏名
- イ 条例第 14 条第 3 号を根拠に不開示とした情報
 - (ア) 病名
 - (イ) 生活歴及び現病歴
 - (ウ) 初回入院期間・前回入院期間・初回から前回までの入院回数
 - (エ) 重大な問題行動、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像
 - (オ) 診察時の特記事項
- ウ 条例第 14 条第 5 号を根拠に不開示とした情報
 - (ア) 行政庁における記録欄中「診察に立ち会った者」
 - (イ) 同欄中「職員氏名の一部」
- (2)平成 25 年 1 月 30 日措置入院に関する診断書 2部(以下、「診断書 2」という。)
診断書 2
 - ア 条例第 14 条第 1 号及び同条第 5 号を根拠に不開示とした情報
 - (ア) 精神保健指定医氏名
 - イ 条例第 14 条第 3 号を根拠に不開示とした情報
 - (ア) 病名
 - (イ) 生活歴及び現病歴
 - (ウ) 初回入院期間・前回入院期間・初回から前回までの入院回数
 - (エ) 重大な問題行動、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像
 - (オ) 診察時の特記事項

- ウ 条例第 14 条第 5 号を根拠に不開示とした情報
 - (ア) 行政庁における記録欄中「診察に立ち会った者」
 - (イ) 同欄中「職員氏名の一部」
 - (ウ) 同欄中「行政庁メモの一部」
- (3) 平成 25 年 4 月 30 日措置入院者の定期病状報告書 1 部(以下、「定期病状報告書」という。)
- 定期病状報告書
 - ア 条例第 14 条第 1 号及び同条第 5 号を根拠に不開示とした情報
 - (ア) 診断した精神保健指定医氏名
 - イ 条例第 14 条第 2 号を根拠に不開示とした情報
 - (ア) 印影
 - ウ 条例第 14 条第 3 号を根拠に不開示とした情報
 - (ア) 前回の定期報告年月日
 - (イ) 病名
 - (ウ) 生活歴及び現病歴
 - (エ) 初回入院期間・前回入院期間・初回から前回までの入院回数
 - (オ) 過去 6 か月間(措置入院後 3 か月の場合は過去 3 か月間)の仮退院の実績
 - (カ) 過去 6 か月間(措置入院後 3 か月の場合は過去 3 か月間)の治療の内容とその結果
 - (キ) 今後の治療方針(再発防止への対応を含む)
 - (ク) 処遇、看護及び指導の現状
 - (ケ) 重大な問題行動、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像
 - (コ) 診察時の特記事項
- エ 条例第 14 条第 5 号を根拠に不開示とした情報
 - (ア) 本報告に係る診察年月日
 - (イ) 保護者
 - (ウ) 事前審査・審査結果・印影等

4 異議申立て

申立人は、平成 26 年 4 月 19 日付けで、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 5 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

処分を取り消し、個人情報保護法及び条例の趣旨に沿う、国民・県民の側に立つ

た対象文書の全ての開示を求める。申立人には知る権利があり、県には条例の趣旨からこれを申立人に知らしめる義務がある。

2 異議申立ての理由

開示請求をした文書中に虚偽及び誤りがあり、虚偽の公文書作成とその行使を止め、直ちに訂正すべきあり、申立人に全てを開示すべきである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、理由説明書及び審査会における意見陳述において説明した不開示理由の内容は、次のとおりである。

1 条例第14条第1号及び同条第5号を根拠に不開示とした情報

本情報は、指定医の個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であることから、条例第14条第1号に該当すると判断した。

また、開示した場合、指定医と本人との様々な軋轢や紛争を生じさせる可能性があり、本人とのトラブルを避けるために、記載の内容が簡略化されるなど、診断内容が形骸化され、適正な措置入院命令が発動できなくなるおそれがあるなど、今後の措置入院制度の運営に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第14条第5号に該当すると判断した。

2 条例第14条第2号を根拠に不開示とした情報

本情報は、指定病院の事業に関する情報であり、偽造、悪用されることも想定され、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号に該当すると判断した。

3 条例第14条第3号を根拠に不開示とした情報

(1) 調査書における不開示情報

本情報は、実施機関が行う措置入院に係る診断の要否判定に関する情報であり、開示した場合、本人の問題行動や他機関から収集した率直な意見を記載しづらくなり、かかる事実から客観的に行うべき措置入院に係る診断の要否判定に支障を及ぼす可能性があるなど、今後の同種の評価（判定）に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当すると判断した。

(2) 診断書1、診断書2及び定期病状報告書における不開示情報

本情報は、指定医の診断に関する情報であり、開示することにより、診断内容への不満や誤解が生じ、本人の病状に悪影響を及ぼすおそれがあり、また、本人とのトラブルを未然に避けるため、診断書等に正確な状況を記載するのに躊躇し、記載内容が形骸化するおそれがあるなど、今後の同種の診断に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当すると判断した。

4 条例第14条第5号を根拠に不開示とした情報

(1) 調査書、通知書、診断書1及び診断書2における不開示情報

本情報は、実施機関職員の氏名、警察や検察等の関係機関及び本人の親族等の関係者（以下、「関係者等」という。）から聴取した情報、保護者や診察に立ち会った者等に関する情報である。

これらの情報は、本人が通常知り得る情報ではなく、開示することにより、本人とこれらの者の間にトラブルが発生したり、度重なる苦情の申立てがなされることが予想され、必要な協力や情報が得られなくなるなど、今後の措置入院制度の運営に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当すると判断した。

(2) 定期病状報告書における不開示情報

本情報は、診察年月日、保護者に関する情報及び精神医療審査会の審査に関する情報である。

診察年月日については、措置入院期間中における複数の診察日のうち特定の診察日であり、本人が通常知り得る情報ではなく、また、本人に対し公開されることを前提としていないことから、開示した場合、本人に誤解を生じ、本人の病状に悪影響を及ぼし、トラブルが発生するなど、今後の措置入院制度の運営に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当すると判断した。

保護者に関する情報については、上記(1)の判断理由と同様である。

精神医療審査会の審査に関する情報については、通常本人が知り得る情報ではなく、また、本人に対し公開されることを前提としておらず、精神医療審査会の審査は「長崎県精神医療審査会運営要綱」により非公開となっており、開示する場合、適正な審査への影響が生じることが予想され、精神医療審査会の形骸化に繋がる可能性があり、今後の措置入院制度の運営に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当すると判断した。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、県政の適正な運営に資することを目的として制定されたものであり、自己情報の開示請求にあつては、本人の個人情報について開示を原則とする理念のもと解釈、運用されなければならない。

2 措置入院制度について

(1) 措置入院制度の手続について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」

という。)第 22 条から第 26 条の 3 の規定において、何人も精神障害者又はその疑いのある者について、指定医の診察及び必要な保護を都道府県知事(以下「知事」という。)に申請することができることや、警察官は精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ(以下、「自傷他害のおそれ」という。)があると認められる者について、知事への通報をしなければならないこと等が定められている。

法第 27 条の規定において、知事は、上記 の申請、通報等があった者について調査し、必要があると認めるときは、指定医に診察をさせなければならないことが定められている。

法第 28 条の規定において、上記 の診察をさせるにあたって、保護者がいる場合には、あらかじめ、診察の日時及び場所をその者に通知しなければならないこと、後見人又は保佐人、親権を行う者、配偶者及び保護者は、当該診察に立ち会うことができることが定められている。

法第 29 条の規定において、知事は、上記 の診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自傷他害のおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができ、また、この場合において、知事がその者を入院させるには、2 人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自傷他害のおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならないことが定められている。

法第 29 条の 2 の 2 の規定において、知事は、上記 の入院措置を採ろうとする精神障害者を、当該入院措置に係る病院に移送しなければならないことが定められている。

法第 38 条の 2 の規定において、措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項(以下、「報告事項」という。)を、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て知事に報告しなければならないが、この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならないことが定められている。

法第 38 条の 3 の規定において、知事は、上記 の報告等があったときは、当該報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならないが、当該求めを受けた精神医療審査会は、当該審査に係る入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を行い、その結果を知事に通知しなければならないことが定められている。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、法の規定に基づき、申立人に対して行われた上記(1)の諸手続

において作成された、調査書、通知書、命令書、診断書 1、診断書 2 及び定期病状報告書であると認められる。

(3) 本件公文書の性質について

措置入院は、医師が患者本人の求めにより行う診療とは異なり、医療及び保護のために入院させなければ自傷他害のおそれがあると認められる場合に、本人以外からの申請等を契機として手続が進められ、本人の意思にかかわらず、公権力によって強制的に入院させる制度であることから、一般に、本人が当該措置に納得しない場合が想定される。

上記の性質上、措置入院の決定に際しては、極めて厳格、適正な手続を経ることが必要となり、これを担保するため、措置入院の手続を行うにあたって作成される調査書、診断書等に記載される情報は、本人の意向にとらわれず、客観的かつ具体的で詳細な内容であることが要求され、高い秘匿性のもとに取り扱われることが必要とされるものである。

3 条例第 14 条各号の該当性について

上記の第 5 の 1 及び 2 を踏まえ、本審査会は、条例第 14 条各号の該当性について、以下のとおり判断した。

(1) 条例第 14 条第 1 号及び同条第 5 号を根拠に不開示とした情報

条例第 14 条第 1 号は、開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報を不開示とする旨定めたうえ、同号ただし書きにおいて、次の から のいずれかに該当する情報については、不開示とすべき情報から除外している。

法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

本号により不開示とした情報は、指定医の氏名であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められるため同号に該当し、ただし書きのいずれにも該当しない。

よって、実施機関が不開示としたことは妥当である。

なお、実施機関は、条例第 14 条第 5 号にも該当する旨主張しているが、上記で判断したとおり指定医の氏名を不開示としたことは妥当であるので、同号の該当性については判断しない。

(2) 条例第 14 条第 2 号を根拠に不開示とした情報

条例第 14 条第 2 号は、法人等に関する情報若しくは開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等若しくは当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報又は実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等若しくは個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報を不開示とする旨定めたうえで、同号ただし書きにおいて、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を不開示とすべき情報から除外している。

本号により不開示とした情報は、指定病院院長の印影であるが、当該情報を開示することにより、当該指定病院の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると認められるため同号に該当し、ただし書きに該当しない。

よって、実施機関が不開示としたことは妥当である。

(3) 条例第 14 条第 3 号を根拠に不開示とした情報

条例第 14 条第 3 号は、個人の評価、指導、診断、選考、試験等（以下「個人の評価等」という。）に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とする旨定めている。

本号を根拠として不開示とした情報を実際に見分したところ、実施機関の判定内容や指定医の診断内容が記載されており、個人の評価等に関する情報と判断される。

これを開示した場合、実施機関が本人の問題行動や他機関から収集した率直な意見を記載しづらくなり、かかる事実から客観的に行うべき措置入院に係る診断の要否判定に支障を及ぼすおそれがあること、診断内容への不満や誤解が生じ、本人の病状に悪影響を及ぼすおそれがあること及び本人との軋轢を未然に避けるため、指定医が診断書等に正確な状況を記載するのに躊躇し、記載内容が形骸化するおそれがあることが認められるため、本号に該当する。

よって、実施機関が不開示としたことは妥当である。

(4) 条例第 14 条第 5 号を根拠に不開示とした情報

条例第 14 条第 5 号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、監査、検査又は取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそ

れ、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とする旨定めている。

本号を根拠として不開示とした情報を実際に見分したところ、これを開示することによって、次のア及びイのおそれが認められる。

ア 調査書、通知書、命令書、診断書 1 及び診断書 2 における不開示情報

本情報は、実施機関職員の氏名、関係者等から聴取した情報、保護者に関する情報、診察に立ち会った者に関する情報及び移送に関する情報である。

このうち、実施機関職員の氏名、関係者等から聴取した情報、保護者に関する情報及び診察に立ち会った者に関する情報については、これを開示することにより、本人とこれらの者の間に軋轢が生じ、これらの者に対して苦情の申立てがなされることも考えられ、措置入院制度を運営していくための必要な協力や情報が得られなくなるおそれがあることが認められる。

イ 定期病状報告書における不開示情報

本情報は、診察年月日、保護者に関する情報及び精神医療審査会の審査に関する情報である。

このうち、保護者に関する情報については、上記アで述べたとおりであり、精神医療審査会の審査に関する情報については、開示した場合、精神医療審査会に対して苦情の申立てがなされることも考えられ、精神医療審査会の適正な審査への影響が生じるおそれがあることが認められる。

よって、次の の情報を除き本号に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当である。

本号を根拠に不開示とした情報のうち、次のア及びイの情報を不開示としたことは妥当でない。

ア 「平成 25 年 1 月 30 日措置入院に関する診断書 2 部」における「行政庁メモの一部」

本情報は、法第 29 条の 2 の 2 の規定による移送に関する情報であり、公務員の職名等である。実施機関は、上記第 4 の 4 の (1) で述べた理由のほか、本人を移送する際の当該公務員の関与は法律上の義務に基づくものではなく、実施機関からの要請により任意で行っているものであり、当該関与が無くなった場合、措置入院制度の運営に支障をきたすおそれがあると主張する。

しかし、関係法令及び措置入院制度関係通知の内容を鑑みると、当該公務員は措置入院制度の一翼を担っており、当該公務員の関与は制度上想定されていると考えられ、実施機関の主張に合理性は認められず、実施機関が主張する事態が発生するおそれがあるとはいえない。その他、措置入院制度の運営に支障を生じると合理的に考えられる事情は見受けられないため、条例第 14 条第 5 号に該当しない。

よって、実施機関が不開示としたことは妥当でない。

イ 定期病状報告書のうち、「本報告に係る診察年月日」

本情報は、法第 38 条の 2 により知事に対して行う定期病状報告のための診察を実施した年月日である。実施機関は、上記第 4 の 4 の (2) で述べたおそれがあると主張する。

条例の解釈及び運用基準によると、本号によって不開示とする「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」におけるおそれの程度については、法的保護に値する蓋然性が要求される。本審査会は、実施機関に対し、この蓋然性について説明を求めたところ、具体的説明はなく、本号に該当する合理的な理由は見受けられなかったことから、実施機関が主張するような事態が発生するおそれがあるとはいえない。その他、措置入院制度の運営に支障を生じると合理的に考えられる事情は見受けられないため、条例第 14 条第 5 号に該当しない。

よって、実施機関が不開示としたことは妥当でない。

4 結論

以上のことから、前記「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

公文書の名称	開示すべき部分
平成 25 年 1 月 30 日措置入院に関する 診断書 2 部	「行政庁メモの一部」
平成 25 年 4 月 30 日措置入院者の定期 病状報告書 1 部	「本報告に係る診察年月日」

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成 26 年 5 月 2 日	・ 実施機関から諮問書を受理
平成 26 年 5 月 21 日	・ 実施機関から理由説明書を受理
平成 26 年 7 月 31 日	・ 審査会（審査）
平成 26 年 9 月 12 日	・ 審査会（審査）
平成 26 年 10 月 16 日	・ 審査会（審査）
平成 26 年 11 月 10 日	・ 答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
堀江 憲二	弁護士	会長
阿部 律子	長崎県立大学経済学部教授	
大内 和直	長崎大学経済学部教授	平成 26 年 9 月 30 日退任
長尾 久美子	長崎女子短期大学生生活科学科教授	
中村 尚志	弁護士	